

2019-10 税務・労務・法務情報

移転価格税制調査手続きガイドライン

BIRの税務調査手続きを定める、RAMO (Revenue Audit Memorandum Order) 2019-01<移転価格税制調査ガイドライン>が公布されました。税務調査の中で、移転価格税制という視点からの調査がいよいよ具体的に展開される環境が整ったということになります。親子・関連会社との取引が圧倒的に多い日系企業の皆様は、事前準備が必須となります。調査手続きガイドラインの概要を解説します。

(新規則の概要)

(1) 調査事前準備について

1. 海外関連者情報の準備・・・決算書、HP、確定申告書等からの情報収集
2. 納税者とのミーティング設定・・・全体事業概要、移転価格方針、文書化記録等についての情報要求
3. 提供された情報・書面の検討
4. 第一次査定についての納税者とのミーティング実施
5. 必要に応じ、追加で以下のような情報提供を求める。
 - a. 関連者間の取引
 - b. 財務諸表のセグメント情報
 - c. サプライチェーン管理分析
 - d. 機能・資産・リスク分析
 - e. 事業の特性
 - f. 比較可能性分析のデータ
6. 提供された情報に基づく第二次査定実施
7. 第二次査定についての納税者とのミーティング実施

(2) 査定執行段階について

1. 納税者の事業特性の決定 企業分析、産業分析、機能分析を実施し、事実関係の分析を行う
2. 最適な移転価格算定手法の選択 比較対象取引、適切な移転価格算定手法を選択する
3. 独立企業間価格の算定 比較対象企業の選定、経済分析を実施する

(今後の対応)

・移転価格税制規則 (RR2013-02) が2013年に公布されて以降、目立った移転価格税制上の調査はみられませんでした。単発的に調査官が親子取引の単価設定についての質問をするというようなレベルです。

・しかし、今後はこの調査手続きガイドラインが内部通達として発出されたので、移転価格税制に基づいた調査が組織的に開始されるものと考えられます。

・親子取引の内容については、とりあえず、文書化しておくことがお勧めです。(早速弊所クライアントで、同規則に基づき、文書提出を要求されている事例が発生しています。)